

## 別紙 B

### グローバル PPH の基準

#### 1 はじめに

1.1 - この文書は、グローバル PPH を運用する際の基準を提供するものです。

1.2 - グローバル PPH では、以下の適格基準を満たした別の参加庁による PCT 国際段階成果物を含む成果物に基づいて、いずれの参加庁に対しても、早期審査の申請を行うことができます。

1.3 - 参加庁は、もし望むなら、独自のガイドラインを作成することができます。例えば、自国の法律用語や手続を反映させる場合、一般的な原則よりも柔軟性を持たせる場合等です。しかし、これらの基準は、出願人に同一内容のシステムを提供するためにグローバル PPH 参加庁によって遵守が求められるものです、すなわち、下記のグローバル PPH 特有の要件が満たされれば、出願は PPH の対象案件として取り扱われます。

1.4 - もし二つの庁が以前から二国間 PPH の取り決めを行っていた場合、グローバル PPH ガイドラインは試行期間中、二国間 PPH の取り決めに優先します。

#### 2 適格要件

2.1 - グローバル PPH 参加庁は、以下の要件を満たした案件について早期審査を提供します。

- 1) 先行庁(OEE)及び後続庁(OLE)のいずれよりも先行する出願と最先の日付(優先日または出願日)が同一です。
- 2) 先行庁が少なくとも一つの請求項を特許可能と判断します。請求項が特許可能であるという表示は、先行庁の実体審査の成果物の中で明記されます。

- 3) グローバル PPH の下で審査のために提示された全ての請求項は、先行庁により特許可能であると判断された一つ以上の請求項と十分に対応しなければなりません。
- 4) 後続庁は実体審査を開始していません。しかし、後続庁は特定の状況により、そして後続庁とステークホルダーの必要性に応じて、実体審査が開始された後でもグローバル PPH の申請の提出を許可することを選択できます。
- 5) グローバル PPH 申請時またはその前に、後続庁に審査請求がなされている必要があります。

2.2 - グローバル PPH 参加庁は出願公開を要件とすることができます。

2.3 - グローバル PPH 参加庁は、各庁の早期審査の法律的要件により、出願人に手数料の支払を義務づけることができます。

2.4 - グローバル PPH 申請の基礎として先行庁の出願が有効である必要があるため、グローバル PPH の先行庁により、新規性や進歩性を含む実体審査が行われていなければなりません。

### 3 グローバル PPH 申請に必要な書類

3.1 - グローバル PPH 参加庁は、グローバル PPH に基づく早期審査を申請を補助するための下記書類を要求します。

- 1) 落ち度なく記載されたグローバル PPH 申請書
- 2) 対応する先行庁の出願の請求項が特許可能であると判断されたことに関連する成果物の写し、ただし、ドシエアクセスシステムで入手可能な場合には不要
- 3) 先行庁により特許可能であると判断された請求項の写し、ただし、ドシエアクセスシステムで入手可能な場合は不要

3.2 - 参加庁はさらに以下の書類の提出を要求することができます。

- 1) 後続庁が通常のデータベースやサーチファイルを通じて入手できない OEE 出願に引用された引用文献の写し
- 2) 3.1 2) または 3)の書類の翻訳(下記 3.3 参照)
- 3) 後続庁の請求項と特許可能であると判断された先行庁の請求項との関係性を示す請求項対応表

3.3 - グローバル PPH 参加庁はドシエアクセスシステムや機械翻訳を用いて、最大限提出書類を利用し、評価します。もし、グローバル PPH 参加庁が 3.1 2) または 3)に記載された書類及びそれらの翻訳文を入手するのが困難なときは、出願人にそれらの提出を要求することがあります。後続庁によって、機械翻訳の質が不十分であるとみなされたときは、出願人には人手による翻訳文の提出を要求することがあります。

#### 4 グローバル PPH 申請の検討

4.1 - グローバル PPH に基づく早期審査の申請は後続庁によって迅速に検討されます。グローバル PPH に基づく早期審査の申請が不十分である場合には、後続庁は瑕疵を出願人に通知し、合理的な期間内に申請を訂正する機会を少なくとも一度は与えます。

#### 5 その他の条項

5.1 - グローバル PPH 参加庁は、グローバル PPH の利用状況を把握し、改善を図るため、可能な範囲で、基本的な統計情報を共有し、適切に分析します。